

第四十六回国会 建設委員會議 第三十号

昭和三十一年五月二十日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 丹羽喬四郎君

理事加藤 高藏君 理事瀬戸山三男君

理事服部 安司君 理事廣瀬 正雄君

理事福永 一臣君 理事岡本 隆一君

理事山中日露史君

出席委員

大倉 三郎君

正示啓次郎君

堀内 一雄君

渡辺 栄一君

金丸 徳重君

榊崎弥之助君

原 茂君

吉田 賢一君

出席國務大臣

建設 大臣 河野 一郎君

出席政府委員

建設事務官 町田 充君

(計画局長)

委員外の出席者

農林事務官

(水産庁長官官)

房総務課長

専門員 熊本 政晴君

五月二十日

委員山崎始男君辞任につき、その補

欠として榊崎弥之助君が議長の名指

で委員に選任された。

同日

委員榊崎弥之助君辞任につき、その

補欠として山崎始男君が議長の指名

で委員に選任された。

五月十五日

道路法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)

同月十九日

二級国道一五一号線のバイパス線建設に関する請願(福井勇君紹介)(第三七五三号)

河川法案等反対に関する請願外一件(下平正一君紹介)(第三七五四号)

建設省西大寺工務事務所廃止反対に関する請願(岡本隆一君紹介)(第三七五五号)

同外五十一件(逢澤寛君紹介)(第三九六二号)

宅地建物取引業法の改悪反対に関する請願(永末英一君紹介)(第三八六四号)

近畿圏整備法の関連法制定に関する請願(山下榮二君紹介)(第三八六五号)

関越自動車道建設促進に関する請願(福永健司君外十一名紹介)(第三八七三三三)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五五号)

○丹羽委員長 これより會議を開きます。

土地収用法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。榊崎弥之助君。

○榊崎委員 先日の委員会のときに、佐藤参事から私の質問についてお答えを得たのですが、事業認定の機関と収用裁決機関は全然独立した別個の機関である、したがって、事業認定に収用委員会が拘束されることはないという見解を示されたわけですが、その点について、建設省のほうとしては、どのようにお考えでございましょうか。

○町田政府委員 収用法では、第四十七条に、収用委員会の裁決の態様が書いてあるわけですが、その一つ一つの態様として、却下の裁決がござい

ますが、この却下の裁決をいたします場合以外には、事業認定に従ってその事業に必要な土地の範囲、区域というふうなものゝ裁決をいたさなければならぬわけにございまして、したがって、第四十七条に該当する場合以外には、事業認定機関が行なった事業認定について、その事業の遂行に必要な範囲の土地の区域なりあるいは広さなり、そう

いうものについて裁決をしなければならぬ、こういうたてまえになっておるわけにございまして。

○榊崎委員 現行法の第二十一条には、事業認定者が関係行政機関の意見を聴取しなければならない、そういうふうになっております。この意見聴取といふのは、どの程度の聴取をもつてすれば、この二十一条を満足することになるのでしょうか。

○町田政府委員 事業認定はあくまで、その前の第二十条に書いてござい

ますとおり、はたして第三各号の一に掲げる事業であるかどうか、あるいは当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であるかどうか、あるいは土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうかということ審査の基準にいたしておるわけにございまして、こういった心証が得られるに必要な程度において意見を照会するわけにございまして、したがって、一

般な判断はなかなかできませんが、一番問題になりますのは、何と申しま

す、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかどうかという点に重点が置かれるわけに

ございまして、そういう心証を得るに必要な限度において、関係行政機関の意見を聴取する、こういうことになるわけにございまして。

○榊崎委員 しかし、この法のたてま

えは公益と私益の調整にあるわけに

出でございまして、その際に関係行政機関の意見を聴取する、ただ意見を聞くだけでは足りないものではない。その意見の妥当性と申します

か、そういうメルクマールをどの程度重要視するのか、たとえば関係行政機関から、これは収用しては困るという

ような意見が出された際に、事業認定者はどの程度拘束されるのでしょうか。

○町田政府委員 意見を聴取するわけに

ございまして、それが適切な意見で

あれば、もちろんこれを十分尊重いた

しまして、最終的に事業認定権者が事

業認定する場合に、有力な参考意見と

して取り入れる、あるいはせつかつく

御意見でありまして、最終的に、私

益との調整も考えた上に、土地の適正

かつ合理的な利用に寄与するものであ

るといふ判断をいたしますれば、事業

認定機関が事業認定する、こういうこ

とになるわけにございまして。

○榊崎委員 その際に、収用されては

困るというような意見を関係行政機関

が出して、それでもなお事業認定が行

なれた場合に、収用委員会として

は、その二十一条と関連して関係行政

機関が収用しては困るという意見を出

したその意見で、どの程度参考にして

るか、私が当初申し上げたのはそういう

意味なんです。収用委員会が事業認

定に拘束されるかどうか。つまり極言

すれば、収用委員会はただ単に補償の

問題さえやっておけばいい、そういう

ものなのか。あるいは、事業認定の妥

当性について、さかのぼっていろいろ

検討し得る権限があるかどうか。私

は、事業認定機関と収用裁決機関は上

下の関係にあるのではない、収用委員

会は独立した行政委員会ですから、独

自の見解で、事業認定そのものもい

いろ検討し得ると考えるわけですが、

どうですか。

○町田政府委員 収用委員会が却下の

裁決がございす場合は、四十七条に書

いてございすとおあり、事業認定を受

けた事業計画と、裁決の申請があつた

第一類第十二号 建設委員會議録第三十号 昭和三十一年五月二十日

第一類第十二号 建設委員會議録第三十号 昭和三十一年五月二十日

事業計画とが非常に違っているという場合、それから「この法律の規定に違反するとき」というふうに書いてございませう。この法律の規定に違反するといふケースがどういふケースが考えられるかといふことでございませうが、これは、全く事業認定に値しないといふ事業について事業認定があつたといふふうなことでございませう。あるいは却下の原因にならうかと思ひます。しかし事業認定機関でその間違つた、全然事業認定をするに値しない事業について事業認定をするといふことは、ほとんど考えられませうので、「この法律の規定に違反したとき」というくどりに該当することは、まずまずなからうかと思ひます。したがひまして、おおむねのケースとしては、事業認定機関が正当な手続を経て認定した事業認定については、その事業認定を前提として、その事業を遂行するに必要な土地の範囲、区域といふふうなものを裁決してなければならぬ、こういう関係にならうかと思ひます。

○町田政府委員 第二十一条に基づきまして関係行政機関の意見を求めます場合も、「必要があると認めるときは」となつておりまして、事業認定権者が、これは関係行政機関の意見を照会してみよう必要があるという判断に基づきまして意見の照会をする、そういうこと、それからそういう意見を聴取いたしました上で、事業計画がはたして土地の適正かつ合理的な利用に寄与するかどうかという最終的な判断に明白にやまがある、当然意見を聞くべきであるにかかわらず、意見を聞かないでやつてしまつた、あるいは一見明らかに土地の適正かつ合理的な利用に判定されるようなきつめて希有な場合を除きましては、認定権者である行政庁の判断といふものを一応尊重して、収用委員会は裁決をする、こういうことになるのじやなからうかと思ひます。

○榑崎委員 何回もことは少し変わつておりますが、内容はちつとも変わつてないわけですね。この辺は非常に重大な問題だと思ひます。私自身も、収用委員会に、ある県でいろいろタッチしたことがあります。この点は非常に問題になりました。そこでも一度重ねてお伺ひしますが、一応は事業認定を尊重するといふことは、完全に拘束されるという意味ではないと解してよろしうございませうか。たとえば、何回も言うよりですけれども、関係行政機関がいわゆる収用反対、収用されては困るという強い意見を出し、それが妥当な意見であるといふような場合に、それでもなお事業認定が行なわれ、収用委員会はさかのぼつて

二十一条と関連をして、これは関係行政機関の言つておられる意見のほうがいわゆる妥当性があるといふふうに認めた場合に、却下の裁決がし得るかどうか。

○町田政府委員 事業認定権者が意見を聞きまして、かりに収用反対だといふ意見が出てまいりました。その結果いろいろ総合判断をいたしまして、それでもやはり土地の利用が合理的かつ相当の理由があるという判断で事業認定をいたしますとすれば、収用委員会としては、事業認定そのものの法律の規定に違反するわけではありませんで、成規の手続もつてその意見も照会し、したがつて判断を加えて、最終的に事業認定をいたしたわけではございませうから、この法律の規定に違反してゐるとは言えないわけではございませう。

○榑崎委員 事業認定権者である建設大臣なりあるいは都道府県知事が出した事業認定、これを尊重して、これを前提として、裁決をせざるを得ない。その場合に、その事業を遂行するためにはたして申請どおりの土地の広さが必要であるかどうかといふふうなことに付いては、収用委員会の裁決で明らかにするわけではございませうが、事業認定そのものを無効だといふふうなきめてかかつて、却下の裁決をするというわけにはまいらないかと思ひます。もしそういう事業認定に問題がございませうれば、別途行政訴訟なりそういう方面で争う余地はあるわけではございませう。収用委員会としては、一応事業認定権者がした事業認定に従つて裁決をする、こういうことになるわけではございませう。

○榑崎委員 そうすると、結局いまの局長のお答えは、事業認定機関に完全に拘束されるということではないですか。そうではございませう。事業認定者はその二十一条に基づいて、あるいは二十条に基づいて、手続を終えた上きめたことだから、これは尊重しなければいかぬというお答えです。そうすると、結局事業認定機関に拘束されることになつてのじやないですか。その辺をひとつはつきりお答えをいただきたい。

○町田政府委員 その事業に必要な土地の範囲がはたしてこれでいいか、あるいはそんなに要らぬかといふふうな土地の区域とか範囲とか、そういうものについては拘束を受けるわけではございませうが、それが土地を収用できる事業であるといふ、そういう判断については、それを前提として裁決せざるを得ない、こういうことでございませう。

○榑崎委員 だから、結局収用委員会としては、範囲も含めて補償の問題、そういう点だけしか審議ができません、認定そのものの批判はできない、そういう御見解ですか。そうすると、そういう認定については完全に拘束されると私は思ひます。

そこで、もう一べん整理してみますと、二十一条で意見を求められた際に、その行政機関の意見と、事業認定者の意見が完全に違つ場合でも、最終の判断は事業認定権者がする、こういうことになつております。そうすると、関係行政機関との意見の一致は必要ではないといふことですね。

○町田政府委員 それはちろん、事業認定にあたりまして、関係行政機関と完全に意見が一致することは望ま

いわけではございませうが、固々食い違ふことがありまして、最終的な判断として、土地の利用が合理的かつ適正であるといふふうに判断しますれば、事業認定をすることは差しつかえないわけではございませう。収用委員会としては独立の権限を持つておるわけではございませうから、お互いにお互いの処分を尊重して、お互いに干渉しないといふたてまえで、この法制ができておるわけではございませう。収用委員会としては、事業認定権者がした事業認定といふものには、拘束といふことを盛んにおつしやるわけではございませうが、必ずそれについて何らかの裁決をしなければならぬといふ意味合いにおいては、拘束されるわけではございませう。

○榑崎委員 そうしますと、収用委員会に裁決申請を事業認定者がやつて、そうしていいよ収用委員会の審議が始まる、そうすると、収用委員会に、被収用者は二週間以内にですか、意見を出し得るわけですね。その際に、いわゆる関係行政機関が収用委員会に、意見を、最初の二十一条によつて出したと同じ意見を出す、その際に、いまの局長のお答えだと、収用してゐるには困るという、そういう認定に対する異論を出した場合は、収用委員会は審議はできないのですか。つまり被収用者が出す意見は、たとえば補償の額とか、あるいは収用の範囲とか、そういう点だけにしか意見が出せないのですか。収用そのものの妥当性、合理性について意見を出せないのですか。また、意見を出しても、収用委員会はそれを尊重しないでもいいのですか、無視していいのですか。

○町田政府委員 もろろん、その収用委員会に關係者が提出し得る意見というものは、別段特段の制限はございませうが、主として損失の補償の額に關する問題が中心になるわけでございます。そこで、かりに事業認定そのものを問題にするような御意見が關係者から提出されたといつたとしても、先ほど申し上げたような理由から、収用委員会としては、そこでその意見を取り入れて事業認定そのものをくつがえすということとはむずかしからうかと存じます。

○榑崎委員 いまのお答えは非常に片寄った、言い方によると権力的な姿勢ではなからうかと私は思うのです。収用法の精神にも少し、もつとあるんじゃないか。この収用委員会というのは、非常に民主的な機関として公益と私益の均衡をはかる、調整をはかる、いかにして調整をはかるかというのがその精神であるわけですね。だからなるだけ強権の対象物は限定をして、そして三条ですか、いろいろ公益事業を掲げてありますが、それに当てはまつておればすぐ収用の対象になるんじゃないんです。しかも二十条でなお公益的な公共性が具体的に証明されないと、収用の対象にならないわけでしょう。それほど厳格に、この強権の発動については、この法律は考慮しておるわけですね。それに、關係行政機関が収用そのものについての批判が全然でない。収用委員会に対して意見も出せない。そういう意見を出しても、収用委員会はその意見には一顧も与えないでいい。ただ損害の補償と範圍だけだ、そういう見解では、私は、この法律の精神と反すると思つたわけですが、

そういう収用そのものに対する意見が出されたら、それも十分慎重に収用委員会は審議の対象にして、そしてそれを二十一条と結びつけて、二十一条を満足しないといふことで却下の裁決といふこともあり得るんだ、ケースは少ないかも知れないが、そういう可能性はあり得るんだといふことがなくては、私はおかしいんではなからうかと思つたわけです。

○町田政府委員 裁決申請の場合に意見を出し得ますのは、關係行政機関はこの場合入りませんで、あくまでその収用によつて損失を受ける利害關係人、こういうことになつておりますので、關係行政機関の意見が収用委員会の場に出てくるということはないたてまえになつております。あくまで個人の権利者、あるいは準關係人と稱しておりますけれども、何らかの権利を持つておるような、そういうものに限られておるわけでありまして、もちろん意見の内容に特段の制限はございせん。したがつて、裁決申請書の段階で収用そのものに反対であるという意見を出すことはさしつかえないわけでございます。収用委員会はそういう意見が出てまいりますと、裁決いたします場合に、事業認定は、前提としてはかられざるを得ませんが、はたしてその事業を遂行するために申請者の申請どおりの土地が必要であるか、もつと少なくないんじやないかという判断は、もちろん十分という意見をもつて慎重に裁決する、こういうことにならうかと思つた。

は、行政委員会なんですか、どうでしょうか。
○町田政府委員 たしか行政委員会という性格だと存じます。
○榑崎委員 水産庁はお見えでしようか、まだお見えじゃありませんか。
大臣は、農林大臣の経験も豊富な大臣ですから、もうどちらにもよくおわかりになると思つたのですが、今度五条を改正して、今までは河川の敷地を公共の用に供する場合に、現行法はすでにその關係する内水面の漁業権を収用して、海底を公共の用に供する場合に、その關係の海面の漁業権、あるいは埋め立て、干拓をしてそこに公共事業を起すときには、それに關係のある漁業権を収用の対象にしておるわけですが、それは今度の五条の改正でございまして、これについて、昨年沿振法を国会で通したわけですが、その沿岸漁業等振興法の中身については、河野大臣も十分御承知であらうと思つたのですが、特に三条では、「国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に關し、その政策全般にわたつて、必要な施策を総合的に講じなければならぬ。」として以下一号から三つとあるわけですが、その第一号に、「水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖、漁場の効用の低下及び喪失の防止等によつて、水産資源の維持増大を図ること。」といふことがあるわけですが、それと、五条の改正はこの漁場の喪失といふ点に非常に関係があるわけでございます。この沿岸漁業等振興法のこの方向と、今度の五条の改正はあまりにも

逆行するのではなからうか。しかし、公共事業の伸展といふことは十分理解できますから、そこで、政策全般にわたつて総合的な施策を講ずるといふことになつておりますから、十分その辺は關係の農林大臣なり水産庁とも話をされた上で、私は当然この五条の改正は持ち出されたと思つたのですが、その辺は、大臣のこの改正に対する措置は、いかかものでございましてでしょうか。

○河野国務大臣 まず、農林省關係者との連絡はどうか、十分に了解、同意を得てこの法案を出したといふことは御了承いただけたと思つた。

第二に、沿岸漁業等振興法で、漁場のもしくは水産を振興するに、所要のものについては十分これを育成し、利用するといふことがうたつてあるといふことは、そのとおりであります。しかし、御承知のとおり、土地収用法、さらにまた今回の改正はそういうものを超えて、国家目的を達成するため、もしくは一般國民の利用を増進するために必要であるという場合に、その事業遂行上支障があるものについて、これを除去していくといふことであつて、いままで漁場、水産關係のものが落ちておつた、そのために、たとえば御承知のように、羽田の道路を進行するのに非常に支障があつたといふようなことから、どうしてもこれを入れるなければならぬといふことで、これを入れることになりました。これは御了解いただけたと思つたのであります。ただ、その場合に、これらのものについてどのような配慮をするかといふ問題は問題として残る。これはいまお話をありましたが、漁場がそれによつて

いたむならば、可能な限りにおいて漁場の回復をする、振興をするといふようなことについてつとめる道がある。極端に申せば、組合のほうも従来金でみな片づいております。しかし、いまの法律のたてまえから、ただ単にそれを政府が当事者間において金で片づければよろしいといふのではなくて、その法律によつてきたるゆえんのものは、国全体の沿岸もしくは内水面の漁業振興という上において立てられておるのでございまして、たとえば漁礁をつくるとか、その他現に農林省は各種の施設をしてありますが、さらにこれと関連して、十分にこれらの施設をするとかいふようなことを政府としてもいたしませうし、また、われわれこれによつて強制収用いたします場合におきましては、それらについて可能な範圍の配慮をするといふことでこの問題は解決していくことが、国全体もしくは國民全体の利害から考へてとるべき道じゃないかという意味においてやつた、こういうことでございまして。

○榑崎委員 建設大臣のお答えでございまして、農林大臣の経験もありでございまして、非常に配慮のあるお答えでございまして。
〔委員長退席、福永（一）委員長代理席〕
実は、昨年通りました沿振法の、いま私が指摘をしました、たとえば漁場の喪失の防止について必要な総合的な施策がはたしてできておるかどうかが、これは建設大臣の所管ではございせんので、水産庁、農林大臣にお答えをいたしたい点でございまして、実はこれはまだできていないわけですが、そういう段階で、この海面漁業権の収用と

いうことが先にきたものですから、非常に問題があらうと思います。いま建設大臣がお答えになったような施策を、実は具体的に明白に示してもらいたいということなんです。それがまた沿振法の三条が指摘をしておる点でございいます。きょう水産庁関係あるいは農林省関係がお見えでございせんので、その点よくわからぬのですが、

○河野国務大臣 便宜私からお答えいたします。御承知のように、そういう漁業権を侵害し、もしくは漁場をこれに転用するという場合は、土地収用法の対象になる場合は、そんなに広範に及ぶとか多いというところは、わが国の場合は、私は想像できません。これは御理解いただけると思うのです。そんなに広範に及ぶというならば、御指摘のように、まずそういうものを先にしないで、そしてあとから考えるべきではないかという御議論も、一応私は納得できます。しかし現に農林省におきましては、私農林大臣時代から、従来のただ単に沿岸漁業の一本釣りはいかぬというようなこと、もしくは自然に繁殖するものをただ捕獲するのではいかぬというところばかりでなく、むしろ魚は育ててとるべきものであつて、かえつて人工によつてふ化し、もしくは人工によつて育成する、もしくは魚礁をつくつて魚をふ化してこれを放流する、というような施設を順次行なつておるわけでありまして。したがつて、もしそういう地区ができましたならば、その地区ごとにそういう施設をするということとは可能なことでございまして、決してそれはそんなにむずかしいことではないと思うのです。たとえば御承知のことと思いますが、品川湾にあら

う道路をつくつた。ノリに非常に支障がきた。ノリのごときは最近製造方法が変わりまして、人工によつて非常に増収ができる。従来のようにただ放置しておきますノリの漁獲と比べて、人工によつてノリの漁獲方法を変えますれば非常に増産できるということが、専門家あるいは技術者の手によつてでき上がったおるわけでありまして。こういうことを施策するということによつて、私は可能であると思ふ。その他のものにしまして、いまわれわれが指摘する収用の対象になる地区ということになりますと、範圍が非常に狭い。そこでいいますと、おり、振興法と抵触する地点がどの方面に起こるか、これは想像できぬじゃないかとおっしゃるならば、議論ではできぬかもしれませんが、しかし、われわれが想像して、もしくはそれがあまり大きければ、これを設計する場合に、御承知のように、むやみに海の中を通るとか、むやみに川の中を突つていくわけではない、またむやみに山の中を通るわけではありせん。したがつて漁場の手当をすることにそんなに金がかかるなら、海岸の中に入つていくとか、国家として合理的に経費の安いところを通つていくわけにございまして、その経費の安いところを通る場合に、強引に強制収用して漁民の迷惑もかまわずにいくかというところ、そういうことはありせん。手当は十分にいたして、その計算を十分にした上で設計する、こういうふうに考えております。

○橋崎委員 建設大臣に農林関係のこととお尋ねするのは筋違いかもしれませんが、お詳しくございましてから、

お尋ねしたいと思うのでありますが、現行の漁業法の二十二条では、もちろん公益の場合ですが、知事の権限で、漁業権を分割しあるいは変更できるし、あるいは三十四条の三項では、同じように、「漁業権に制限又は条件を付けることができる。」ということになつておるわけでありまして。特に三十九条の一項には「漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。」と書いてあります。しかも同条の五項には、「政府は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。」という規定があります。したがつて、私はこの項目がありますから、今度の五条の改正はこの点と重複するのではなからうか。この漁業法で大体やれるのではなからうか。むしろ漁業法でやったほうがいいんではなからうか。収用の対象にすると、いかに強制的な背景でわざわざ重複させるよりも、この漁業法で十分できるのではなからうか。むしろ漁業法を活用したほうが、たとえば陸地に近いところに橋なんかかける、そのために収用をするような場合は、あとで漁業権の一部を復活できる場合もあると思ひます。ところが収用法による収用の場合は、収用しつぱなしということになると思ひのであります。そこでむしろ漁業法でやったほうがいいのではないかと思ひのでありますが、その点について、大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知のように、いまおっしゃつたような規定がありますから、最初に収用法を制定いたしましたときには、それに触れていなかったと私は思ひます。ところが現実には羽田沖もしくは品川沖を工事を行つたまま過程におきまして、東京都知事のとつた態度はどうであつたか、御承知のように何年かかつたか、そうしてそれに対して、しかもその漁業権者の組合があり、その個々の組合員と交渉するのには一体どのくらいかかつたかというようなことを考えました場合に、いまの規定では、とうてい急激に所要の工事を進めていかなければならぬという国家的要請、国民的期待にこたへることは困難だということから、特にこれを入れなければ、再度羽田沖のようになつてはいかぬから、こういう規定をつくる必要が生じたといふことを御理解いただきたい。何も無理やりにみなこれでやるといふことじゃございせん。できるものはいまお話しのとおりやつたらよろしい。しかしそういう事態が起きましたときに、そういうふうにして話合いがつかないときには、こういうふうにして、ものを早く片づけていかなければならぬ。ほか全部できていて、のに、そこだけがおくれましていて、どろにもならない、オリンピックにも間に合つかどうかかわらないというやうな事態が起つておるわけでありまして。そのために必要だ、こういうことではあります。またあとで復活するやうにしたらいではないかという御意見ですが、これは規定があつても復活しても、どんな復活できるものは復活したらいと思ひます。何も一ぺん使つ

てしまつたら復活できないということはないので、あと必要がなくなつたら、復活したよろしい。一ぺん使つたものは復活することはいけないうようなことではないと思ひます。そういうことはケース・バイ・ケースで、大いに一般国民の利便の用に供したよろしい、こう思ひます。

○橋崎委員 そうすると、いまの大臣のお答えによりまして、むしろ手続的には公有水面埋立法とかあるいは漁業法で一応進めて、それで所期の目的を達し得ないときには、最終的にこの五条を適用したい、そのようなお考えでございまして、手続的には、

○河野国務大臣 私はいづれもそうだと思ひます。いづれの場合も――漁業権の場合だけでなく、ほかのほうも、何も初めから急がないものを、むやみに収用法にかけ、この特別措置法にかけて、どんどんやつていくというやうなことではなく、それはやはり国家目的、国民的要請の緊急の度合いによるというところだと思ひます。何も初めから全部これにかけて縛るというやうなことは考えておりません。第一は、話し合いでやるのが原則でございまして、話し合いがつかぬから、収用法にかけ、収用法の手続がうまくなつて、緊急措置をとるというところは当然のことだと思ひます。

○橋崎委員 そうしますと、ちよつと問題がさかのぼりますが、いまの大臣のお答えを聞いておりますと、現行法で河川だけを対象にしておつて、海面を入れてなかつたというところは、せんだつての参考人の意見聴取の場合には、これは片手落ちであつて、法の不備だ

と考えるという佐藤参考人のお話であつた。私は、そうではない、昭和二十六年に河川の敷地を入れた際に海面を入れたのは、それ相応の理由があつたのだ。つまりいま大臣のお答えになつたような、たとえば埋立法があり漁業法があるから、その当時は必要ではなかつたのでしよう、不備ではなしに。そのようにいま私は理解をしたのですが、大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○河野国務大臣 私はいま、当時の立法の理由をつまびらかにいたしておりません。おりませんが、私は、さつきから申し上げておる通りに考へております。

〔福永(一)委員長代理退席、委員長着席〕

○樋崎委員 それでは確認したいと思ひますが、これは法の不備だからいまそれを整へるというのじゃないに、新しく必要が起つたから、というふうな大臣のお答えですが、そのように理解をしたいと思ひます。

それでは、漁業権の問題はあとに回しまして、大臣と関係のある点を、いま一点お伺いしておきたいのです。

先ほど局長にお尋ねをしておりましたとおり、二十一条によつて、事業認定をする際には、関係行政機関の意見を、建設大臣なり都道府県知事は聞かなければならない。その関係行政機関の意見と建設大臣の意見がたとへば違つた場合でも、建設大臣が事業認定者である場合には、建設大臣が最終的に意見を出してきめる、そういうふうな立場に建設大臣はあるわけです。そしてまた旧法では、最後に、収用裁決について不満があるときに訴願することができると考へるという佐藤参考人のお話で

現行法の第二百二十九条では「収用委員会の裁決に不服がある者は、建設大臣に對して審査請求をすることができると」旧法では、たしか訴願することができるとなつておつたと思ふのですが、今回の公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正のほうでは、建設大臣の代行裁決という考へ方が出ておるわけですが、これは参考人の意見でも、問題を起すのではないかと考へるという意見が出ておるのですが、確かにこの点は法理的に考へてはおかしいのではなからうかと思ふのです。最後には建設大臣が収用委員会にかわつて裁決をする。しかもその建設大臣が、不服がある場合には審査請求を受ける対象になる。これは非常におかしいと思ふのも思ふのです。参考人の意見もそうです。この辺の考へ方についてお伺ひしたいと思ひます。

○河野国務大臣 法律の解釈その他につきましては、事務当局からお答えいたしますが、總括的に申し上げまして、私は、極端に申せば、無理を承知でこの法律を変へたのだ。仕事を急ぐ、国家目的が非常に急迫しておるというのに——十分意を尽くしてやることとが、一番いい、これはわかつております。十分関係者の意見を調整して、そして時間にかまわずに、いつまでかかつてもいいからやるということなら、それはすべてがうまくいくと思ひます。しかし、それじゃ一方において、目的達成の上において支障がある。だから、そこに出てきたのが土地収用法だ。現在まで経験してみたところ、収用法でもまだ間に合わない。そのために、緊急を要する道路その他公共施設をするのに、御承知のよう

に、一軒のうちのくれないために全体が利用できない、というふうな事態が各地に見られる。これじゃ困るということから、建設大臣の専断事項——建設大臣が、これについて、仕事を一方において施行しなければならぬ政治上の非常な大きな使命を持つておる。一方においては、そういうものがあるからできないという中に立たされておるというところから、やむを得ずこの処置に出る。私は、いまお話しのとおり、それはおかしいじゃないかといへば、一方においては建設大臣が意見を聞かなければならぬ。意見を聞いておまへの考へと違つたらどつちをとる、それは自分の考へておることをやるにきまつておる。説得はします。理由を大いに述べて、そして了解を得ます。了解を得ますけれども、総合的判断は建設大臣の責任においてやるというこ

とでなければ、工事が進行しない、目的の達成ができないということだと思ひます。それはいまお話しのとおり、それじゃその他の法律上の手続においておかしいじゃないか——それは政治だと思ひます。間違つたら政治上の責任をとるべきだ、そういうことがあるから、こういうことになつておるのではありません。それは極端にいへば、私権を拘束してそういうことをやるのはいかぬじゃないか、憲法と違ふじゃないかというふうなところまで徹底的に詰めていけば、いろいろな問題があると思ひます。しかし今日の社会情勢、国際情勢、いろいろな面からいへば、その一部は制限をしてもならぬわけばいかな、ある一部はこゝしてならぬわけばいかなぬというところは、大多数の人が御了解願へる、また御協力願へるなら、やはり多少のことはがまんしてならぬわけばいかなぬだろうという点からくるのであつて、御指摘の点を全部充足し、少しも矛盾のないように、すべての既存の法律、すべての社会通念というものを全部充足するようになつて——それは各所でいろいろの問題があるだろう、こう思ひますけれども、一方に大目的達成のために、しかもそれは社会全体のためにやらなければならぬのだという政治的使命を帯びておる私としては、ある程度のことには御協力願へなければならぬと考へて、この法律を出した、こういうこととでございします。

あとは事務当局からお答えいたさせます。

○樋崎委員 建設大臣の意欲について理解できるのですが、それでもなお、私はこれはおかしいと思ふのです。収用法なるがゆゑに、いまのような考へでは国民の納得も得られぬのじゃないかと思ふのです。たとえば、ここで二カ月で裁決しなければならぬという考へ方を出していらつしやるわけでしょう。それにまた追い打ちをかけるように、それでもきまらぬときは代行裁決だ。もしその考へであらうなら、代行裁決するなんて入れなくとも、もし二カ月できまらぬのだつたら、事業認定のおりなるのだといへばいいでしょう。そうじゃないですか。わざわざここに、誤解が何か知りませんが、異様な強権的なにおいを与える項目を入られるというところは、私は法のたてまえからいつてもまずいのではないかと考へます。いすれにしても二カ月で結論を出せというふうになつて

おれば、法のたてまえからいつても、むしろいいのじゃないかと思ふのです。この条項はどこから引き出して、建設大臣の意欲はよく理解できるのですけれども、収用法のたてまえからいいて、私は何としても理解のいかないところですが、むしろこれは削除されたほうがいいのじゃないかと思ひます。

○町田政府委員 原則的に二カ月以内に緊急裁決をしなければならぬ、こうしておるのでございしますが、かりに二カ月近く審理をいたしまして、かすにもう十日、一週間の期間があれば、収用委員会として裁決できるというふうな機運の熟したようなケースも相当考へられますので、そういう場合には、あらかじめ一カ月以内の期間をきめて、収用委員会が自分で裁決いたしますというのを妨げないというところを明確にいたしておるわけとでございします。二カ月たつたら、もうそんな建設大臣の代行裁決というふうな制度を設けないで、びしゃつときめてしまつたらどうか、こういうお話であります。やはりはたしてその事業遂行のためにこれだけの土地が必要であるか、あるいはもう少し少なくていいか、あるいはもつと要するのじゃないかというふうな問題もございします。したがひまして、やはりしかるべき期間において裁決をするという手続はどうしても必要でございします。自動的に事業認定となりなるといふわけにはなかなかまいらな

府県に置かれるということになつてゐるから、わざわざ五章一節の規定を準用する必要はない、これほどの意味でございまして、収用委員会自体に特別措置法の審理権限がない、そういう性格のものではないと思ひます。

○楠崎委員 あなたはそう思はれてゐるかもしれませんが、これには第五章第一節を除くとしてあります。別に触れてないわけですよ。そうすると、土地収用法の収用委員会の組織権限の規定は除くのですか、あなたはそういうお考えかもしれませんが、いまの法律はそうならないのじゃないですか。

○町田政府委員 これは特別措置法の損失補償の金額の裁定の問題であるとか、そういう実体的な問題については、それぞれ土地収用法のしかるべき規定を準用してゐるわけでございます。したがって、収用委員会が審理をし、裁決する、こういう実体的な規定はそれぞれ準用になつてゐるわけでございます。ただ、収用委員会という組織は二つも置く必要はないわけでございます。土地収用法という法律によつて都道府県に設置されてゐるその機関をたまたま利用する、こういうわけでございますから、この収用委員会は都道府県に置くんだとか、あるいは何人で構成するんだというふうな組織に関する規定は、わざわざ特別措置法で準用する必要もない。それは当然収用法で設置されてゐるのだから、すでに設置されてゐる収用委員会を利用して、審理をし、裁決をするんだ、そういう必要のある所の規定は準用されてゐるわけでありまして、収用委員会

に審理の権限がない、こういうふうな私どもは理解をしておらないわけでございます。

○楠崎委員 いまの点は、私はまだ問題があらうと思ひます、この解釈からいいますと、私は、これは検討する必要があると思ひます。

水産庁から見えてゐますか——時局もだいぶたちましたから、最後に、第五條と関連をした点の質問をして、終わりたいと思ひます。

先ほど建設大臣にも、農林大臣の経験がございましていろいろお尋ねをいたしました。こういう重大な改正の際に、水産庁の長官がお見えにならぬといふのはけしからぬと思ひます。それだけでも、水産庁は建設省のほうからいかれております。もう少し水産業者、漁業者の立場を私は考へてもらいたいと思ひます。いま建設大臣のお話によると、いろいろ異論はあらうが、とにかく必要だから、異論を承知の上でこういう法案を出してゐるんだ、何が何でも収用するんだ、というふうな意見が出されております。去年治振法が通つたのは御承知のとおりでしよ。

建設大臣にも、筋違いですけれども、お見えになられたからお尋ねしたので、治振法の三條に、漁場の喪失の防止については、政策の全般にわたつて必要な総合的な施策を立てなければならぬといふことになっております。これは立てられておりますか、お尋ねしたいと思ひます。

○三浦説明員 ただいまの点につきましては、沿岸漁業を振興させますためには、現在の治振法の制定に先立ちま

して、沿岸漁業の構造改善事業というのを大体全国にわたつて推進していくといふことで、目下実施中でございます。その中で、それぞれの地区の計画を各県に立ててもらひまして、その審査を水産庁のほうで行ないまして、それで沿岸漁業の振興に十分貢献するように計画を推進してまいりたいといふふうに考へてゐるわけでございます。ただいまのお話のような点につきましては、現在の構造改善事業を計画的に推進するといふことについて、なおかつさらに不十分な問題が出てくるかどうかといふことにつきましては、たとへば新産都市の問題とか、いろいろと新しく産業計画的な問題も出てまいりまして、それぞれのお尋ねの問題につきましまして、それぞれのお尋ねの省からの協議を受けまして十分検討してまいらうと思ひます。

法の改正にあたりまして、新たに埋め立てであるいは干拓を行なうことに伴つて漁業権が収用されるというふうな問題につきましまして、また新たに何か検討しなければいけない問題が起るかどうかといふことにつきましまして、今後十分慎重に検討してまいりたいといふふうに考へてゐる次第であります。

○楠崎委員 何を検討されるのですか。現に改正が出てゐるじゃないですか。改正が出ておつて、いまから検討なさるのですか。どういふふうに漁場の喪失を防ぐか、いまから検討するのですか。私が伺ひたいのは、構造改善事業をやつてゐるのはわかつております、私も農林水産委員です。しかし、この三條にいう漁場の喪失の防止について、具体的な必要な施策を立てておられますかと聞いておるのです。「講じなければならぬ」と条文ではなつてゐる。まだ立てておらぬなら、立てておらぬでいいです。いまからこの漁業権の収用問題と関連して検討するなんて、そういう御答弁じゃ困るじゃないですか。検討する余地はないでしよ。建設大臣も、絶対これが必要だからこのまゝやるんだとおっしゃつてゐるんですから。検討するんだつたら、なぜその前に、改正問題が起つたときにどうしてやらないのですか。水産庁としては困る、これは必要ないじゃないか、公有水面の埋立法もあり、漁業法もあるから、必要ないじゃないですかと、どうして言わないんですか。すでに改正案が出ておるのです。いまから検討されて、意見を出されますか、水産庁として建設省に——そういうことなんですか、いまのお答えは。

○三浦説明員 ただいま申し上げましたように、沿岸漁業の構造改善計画は、沿岸漁業者の所得の向上はもちろんです。が、いま申し上げましたような産業全般との関連の問題であるとか、そういう点も十分考へて、それで沿岸漁業の振興に十分役立つようにといふことで、計画的に推進してゐるわけでございます。現在のところといたしましては、それで運用よろしきを得ればやめていけるんじゃないかといふふうに考へております。ただいま申し上げましたのは、かりにそういうふうな問題が起つた場合において、新しく検討しなければいけないといふようなことが出てきたときには、あらためて検討するといふことを考へたらどうかといふことでございます。

○楠崎委員 どうもお答えがよくわからぬのですが、特定の海面で漁業権の収用問題が起つたときに考へるということなんですか。もう改正は出ておるのです。何を検討なさるのですか。善意に解釈すれば、漁業権の収用の問題が起つたときに、これはせんだつての参考人の意見でも出ましたが、金だけの補償では困るのだ、漁業権は生存権だから、幾ら公益、公益と言われても、生存と関係のある問題以上に公益はないんじゃないか、生存権が一番大事だ、したがって、単に金だけでは解決しないのだ、たとへば職業のあつせんなり新しい漁場の確保なり、そういう点についての生きる方策を立ててくれといふ要望もあつたのです。いまの、この問題が起つたときに新しく検討するといふあなたのお答えは、そういう意味のお答えなんですか。

○三浦説明員 ただいまおつしやいましたような問題もございまして、それから、新しく漁場をどういふふうにして造成していくかといふようなことを検討することもございます。今後の沿岸漁業のやり方全般について、どういふふうに考へていくかといふこともあつたわけでございます。もちろん土地収用の問題があるなしにかかわらず、そ

ういったようなことを水産庁としては真剣に考えていかなければならぬわけでございますけれども、そういった全体的沿岸漁業振興の方向の中で、十分考えていきたいというふうに考えております。

○榑崎委員 そういふ一般的な問題じゃないんです。この五条の改正は、特定のところの漁業権をとるという問題です。それを、一般的な沿岸漁業構造改善事業で考えていきたいというふうなふうな考えでは困ります。

○三浦説明員 両方の事業の考え方のたてまえが違ふわけでございますから、両方一緒に並存していきけるという場合もあると思ひますし、それから摩擦が起つてくるという場合もあると思ひます。そういう場合につきましましては、よくいろいろと対策を考へながら進めていけばいいじゃないかというふうに考へております。

○榑崎委員 あなたは何を言つておるんですか。並存する場合があり得るなんて、漁業権を収用されて、並存していくようなことは何もないじゃないですか。この問題は明らかに沿岸漁業者の圧迫です。沿岸漁業の方向と逆行すると思ひませんか。片一方の沿岸漁業者の喪失を防止する方向を出しておる。それに対する必要な施策を講ずるとはつきり法文にうたつておいて、今度は漁業権を剝奪する、収用するとい

う問題が起つておるんですよ。明らかに逆行じゃありませんか。そういう問題が起つたら、総合的にいろいろ考へてみたらよからうと思ひます。そののゆへに考へておる、水産庁として困ります。これは水産庁長官に来てもらふね、こういう答弁では話にならぬ。

それではもう少しお尋ねしますが、十二条に、「総理府に、附屬機関として、沿岸漁業等振興審議会を置く。」十三条に、「審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。」とあり、沿岸漁業の施行に関する重要な事項を審議することになっておる。この問題はまさに重要な事項です。ところがこの審議会はことしの四月一日から発足する。それで、第五条の改正問題が出たときには審議会はできておらぬはずなんです。そこで附則では、昭和三十一年三月三十一日までの間は、つまり審議会ができていない間は、「農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。」審議会ができるまでは、中央漁業調整審議会の意見を聞く。この五条の問題は、建設大臣からこういう相談があつた場合、農林大臣は当然中央漁業調整審議会の意見を聴取しなければならぬ。沿岸漁業と重大な関係があります。どう思ひますか。

【委員長退席、廣瀬委員長代理着席】

○三浦説明員 ただいまの点につきましましては、もちろん沿岸漁業の問題とたいへん重要な関係があるわけでございますが、沿岸漁業等振興審議会もでき

ておらない段階でございまして、政府段階の検討でもって十分検討できるのではないかとということで、審議会の意見は聞いておらないようなことになっております。

○榑崎委員 あなたは水産庁を代表して、責任をもつて言つておるんですよ。全然意見を聞いてないんですよ。この五条の改正問題について、建設省に対して、水産庁はどういう意見を出されましたか。

○三浦説明員 漁業権につきましましては、現在すでに河川の漁業権に関しましては、土地収用法の収用の対象になつておりますのは、御承知のとおりであります。それから海面につきましても、海水を収用する場合に、現在土地収用法の対象になつております。先ほどからいろいろ議論がございまして、たよりに、海底を埋め立てまして、干拓埋め立て地として公益の事業に使う場合は、現在まで土地収用法の対象の中に入つていなかったわけでありまして、そういうことになつております。この点についていろいろと私のほうでも検討したわけでございますけれども、土地収用法というものは、たゞいま建設省のほうからいろいろお話をございまして、最後に公益上の問題としては十分尽くして、尽くすべきことは、それから漁業権の上の問題と比較考へていまして、どうしても考へなければいけないといふときに初めて発動を考へていくといふたような法律の性格でございますし、そういうふうな点をいろいろ考へまして、まあ事情やむを得ないではないだろうかといふふうに考へたわけでございます。

○榑崎委員 お聞きのとおり、どうも最高の責任者じゃございませんから、尋ねるほうも無理かもしれません。が、ぜひ水産庁の長官を呼んでいただきたい、わずかな時間でもよろしくございしますから、質問させていただきたいと思ひます。

それでは、最後に一点だけお伺いしておきますが、この第五条と関係のある漁業権の収用の際、起業者は、二十一条によつて、関係行政機関の意見を聞くのですが、この関係行政機関の調整委員会が必ず入ると思ひますが、その点はどのように考へておられますか。

○廣瀬委員長代理 榑崎君、長官はきょうはできないのであります。次々出席予定であります。

○榑崎委員 それでよろしくございします。

○町田政府委員 当該事業の施行について関係のある行政機関ということとございまして、先ほどお答えいたしましたとおり、海区漁業調整委員会は行政委員会でございますので、当然この中に入つてまいりますので、必要があれば、海区漁業調整委員会の意見を求めるというところは十分考へております。

○榑崎委員 それでは起業者が国の場合は、建設大臣は当然農林大臣なりあるいは中央の漁業調整委員会あるいは四月一日からできます沿岸漁業等振興審議会等の意見も聞く必要があろうと思ひますが、どうでしょうか。

○町田政府委員 必要に応じては、農林大臣の御意見も何うということも当然あるだろうと思ひます。沿岸漁業等

振興審議会、これはまあ農林省の付屬機関として置かれるわけでございますから、その御意見は農林大臣を通じてお聞きするというようなことにならうかと思ひます。

○榑崎委員 それでは、水産庁の長官に対する質問を保留をいたしまして、終わります。

○廣瀬委員長代理 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 大臣が退席せられたので、やむを得ませんから、事務当局から伺いたいのであります。

まず第一に、最近、数年間でいいですが、およそ公共用地の対象となるような地域、そういった対象土地の大体の地価の趨勢、簡単によろしくございしますから、述べていただきたい。

○町田政府委員 まあ、昭和三十年ごろを基準にいたしますと、大体現在平均して、これは市街地とそれ以外のところでは多少違ひますけれども、市街地における地価といふものは大体六倍くらいに上がつております。時に上昇の激しいのは、工業用地でございまして、それに次ぎますのが商業用地、住宅用地、こゝろ趨勢になつておるわけでございます。公共用地として取得いたしますのは、市街地の工事の場合には別でございまして、大体主として市街地以外の農地あるいは林地、草地といふようなところを利用しておるわけでございます。したがって、用地費の事業費の中に占める割合と申しますのも、市街地における事業については相当な割合になるわけでございますが、市街地以外の部分における事業については、それほど大きなウェイトを占めない、全体的に見ますと、事業費のうちの大体一五、六%が用地費その

他の補償費、そういった状況でございます。

○吉田(賢)委員 全体事業費の一五、六％が用地費、補償費、これは逆ではないですか。もしそのような率であるならば、この法律の改正理由として、非常に用地取得が困難だということが劈頭述べられておるわけでございます。たとえ最近の公共事業に必要な用地の取得は、事業量の著しい増大に伴い種々の困難が生じておる、公共事業の用地取得を打開し、またこれをすみやかに施行するためには地価対策等を必要とする、だから、大上段に、この法律の改正理由といたしまして、公共事業に必要な用地の取得が至難である、この価格をめぐってはいよいよ至難な情勢にある、これが最も重大な理由でないかと思うのですが、全体として事業費の一割六分というところであるならば、これは非常に率が高いということになるのではないのでしょうか。また実際に、それならば市街地と市街地でない地域と、そういった困難な条件が格段の違ひがある、こういうことにもなるのですか、どちらなんでしょう。

○町田政府委員 事業費の中に占める用地費、補償費の割合は、先ほど申し上げたような趨勢でございますが、だんだんこういった地価の上昇という現象が、単に事業を施行する地域のみにならず、一般に及んでおる。そこで、そういう情勢を見越して、具体的な土地について事業を施行するという場合に、そういう思惑もありまして、なかなか地元の方の協力が得られないというところで、折衝が長引く。特に市街地の場合は、地価そのものも市街地

以外の場合に比べますと非常に高うございまして、かつ関係権利者というものの関係が非常に複雑でございます。権利があるなし、あるいはだれが権利者であるかというような事柄をめぐって非常に権利関係がふくそうして、市街地以外の場合に比べますと、問題は非常に困難を加えてまいっておるような状況でございます。そういった事情に対処して、今回の改正を考えた次第であります。

○吉田(賢)委員 ちよつとまだ、あなたのお述べになることは筋がはつきりいたしません。つまり、市街地といわず都市以外の地域といわず、用地取得が主たる目的であるのかどうか、これを聞きたいのです。ところがいまの御説明では、これは十分にその点明らかにしておりません。もし大部分のものが事業費の総量の一割五、六分が用地取得費というのであるならば、パーセンテージの低い、それはたいして問題にならないのじゃないかとささえられる。しかし、それはそうではななくて、むしろ用地取得について、地価にふつつかって取得難になっていくというのが重きをなしておるのじゃないだろうか、こう考えるのですが、実際あなたの御説明は、そうではなしに、一部市街地以外は大部分用地費は多くの割合を占めていない、こういうふうになつてしまふのですか。

い、そういうことが公共用地の取得の困難な一つの大きな原因になつておる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 市街地は三十年以後六倍に地価が高騰しておるとおっしゃいます。それならば、市街地における公共事業費の総量における土地の取得金額の割合、もしくは補償費の割合、これはどのくらいになつておりますか。

○町田政府委員 具体的な一つの例でお話し申し上げますと、東京都がオリソニック関連事業として実施いたしました放射四号線あたりの事例を申し上げますと、大体事業費のうち七〇％ないし八〇％程度のものが用地費、補償費という割合になつております。

○吉田(賢)委員 そういたしますと、いまの都のなした放射四号線の街路工事費と同じような状態が、概して大都市ないしは首都圏における経費の割合、こういうふうに見えていいのでしょうか。

から事業の行なわれる場所、そういうものによりまして、一がいに申せませんが、全体的に平均的に見ますと、一五、六％になつておる、こう申し上げたわけでありまして。

○廣瀬委員長代理 吉田君、正午を過ぎましたので、なるべく簡明にお願いいたします。

○吉田(賢)委員 一五、六％の地価が相当であるのか、八〇％の地価が相当であるのかというのは、一体その妥当性はという基準できめていくことになるのでございましょうか。

○町田政府委員 これはもちろんその個々具体の土地、建物、そういうものに關します所有権その他の権利、こういうものに対する補償という問題になります。従来とかく各起業者におきましては、従来とかくこの補償につきて統一がとれていなかったというふうなこともございまして、一昨年、閣議決定で損失補償基準要綱というものができました。それに基づきまして、各起業者が統一した細目をつくつて、それに基づいて個々具体の案件に処して補償を実施しておる、その補償費を積み重ねて計算してみますと、東京都の場合はそういった額になり、平均的に見ると、いま申し上げたような割合になるというところであります。

ゆる近傍類地の適正な時価を基準にできめておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 近傍の適正な取引の価格が、それが適正であるというのでは、何が適正か、基準が明らかでないことになります。たとえば、近傍には呼び値もありまして、あるいは例もありまして、銀座四丁目あたりにおきましては、数百万円で一坪得られないと称しております。そうしたら、銀座四丁目の人がほんとうにそう信じておるのかという、近所ではそう言っておるから、そう思うのだということにもなつております。ですから、これは、宙に浮いたと申しませんけれども、一体何を基準にしてそれをきめるのであろうか、この辺が法律の文字だけではわかりませんし、また趣旨もよくわかりません。また取引と申しましたも千姿万態でございますし、利用価値もまたいろいろ違ひましようし、目的も違ひましよう。でありますから、その辺は、何を妥当な基準と規定すればいいのだからというところは、真剣に考えて見るべきではないかと思ひます。法律にまかしておいて、ということでは思ひやられるのですが、ここに、所によれば八〇％も用地費ないしは補償費に使つておられますし、所によれば一五、六％で済んでおるということになりますと、ある意味においては、何かしら非常に不公平な感じが受けまうから、こういうことが事業進捗の上で次々と問題を生む一つの原因にもなりはしないか。これは余分なことですけれども、もとをなすものですから、やはり一体何が補償されるべきか、たとえば所有権の場合、地価相当な補償額と見ればいいのか、地価は私

どもどうして見ればいいのだからかといふ、もっと突っ込んだ用意がなければならぬ、こう思うのです。

○町田政府委員 御指摘のとおりでございます。近傍類地の取引価格等を考慮して、その近傍類地の取引価格がそのまま時価になるわけでは必ずしもございませんで、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならぬ、こう一般的に表現しておるわけでございますが、個々具体的場合に何が相当な価格であるかといふことは、御指摘のとおり、なかなかむずかしい問題じゃないかと思ひます。

昨年御審議をいただきました不動産の鑑定評価に関する法律が、今年四月一日から施行になりました。職業的な専門家としての不動産鑑定士という制度ができてまいりました。すでに鑑定評価基準というふうなものも宅地制度審議会から答申をいただきました。土地の場合、家屋の場合、どういふ基準で評価をするのだ、適正な価格といふものはどういふ手順で評価をするといふふうな、評価基準を答申をいただいております。したがって、今後そういう評価基準によつて職業的な専門家が売買の場合に十分関与して、相互の間に立つて、適正な価格といふものをだんだん周知普及して行く。ことに取用にかかります場合には、取用委員会が鑑定人を求めて価格の鑑定を求めるわけでございますが、そういう場合に、鑑定人の中の一人は必ず不動産鑑定士でなければならぬといふことに相なっております。だんだんそういう機構を通じて、専門家による適正な適

正な価格といふものが一般に普及をしていく、浸透していく、こういうことを期待しておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 御期待はもっとなことでありまして、方法は、鑑定士が評価をする、あるいはまたその他の熟練者、経験者の意見を聞く、あるいはまた趨勢の統計などもしんじやくする、こういうふうなこともいろいろありますけれども、それは一つの方法でございまして、それならば、たとえば取引されておる事実の価格、それはその基準の要素にはなっておるのですか、なっていないのですか。

○町田政府委員 個々の売買の実情を必ずしもつまびらかにいたしておりませんが、鑑定評価基準をことしの三月末に答申をいただきました。いまその普及につとめておる状況でございます。その基準自体は、別に特に新しい事項を盛り込んでございませんで、いままで慣用的に用いられておつたような手法、たとえば土地について申し上げますと、一般市場価格法と申しますか、取用法にも書いてあります。近傍類地の一般取引の実情、それを一つの資料として算定する方法、あるいは複成価格方式と申しますか、それを再生産するといふ幾らかかるであろうといふふうな観点から評価額を定める方法、あるいは資本還元法と申しますか、その土地から得られる収益といふものを資本還元した場合の価格を求めるといふふうな方法によつて評価額をきめるといふふうな、大まかに申し上げまして、そういう一応のよりどころとなるべき方法といふものは示されておるわけでございますが、こういうものがだんだん普及をし、それによつ

て適正な値段が形成されていくということが、この不動産鑑定法の目的でございまして、これが確実に履行されていくというのを期待しておるわけでございます。いままでの個々の売買事例の価格といふものが必ずしも適正であつたかどうかといふことについては、いまちょっと申し上げるだけの資料を持ち合わせておりません。

○吉田(賢)委員 昔から土地の取引はあるのですから、方法はいろいろあるでしょうが、究極するところ、たとえば、これは逆に申しますと、公共事業ならば予算を先に組まなければならぬ。予算を組むためには、土地の買い取り価格が幾らかといふことを一応積算してみるのであります。そういたしますと、そのような計画があり、予算を作成する、そのときにすでに取用の代償補償はきめられておらなくちゃならぬ、こういうことになりまします。ところが、いまお聞きすると、いろいろな機関はあり、また鑑定人の制度も新たにできる等々、整備していきつつあります。これはけっこうでありますけれども、逆に予算ができてしまつて後、幾ら補償するのが妥当かといふことをきめるといふのがどうも実態ではないだらうか、こういうことは実は案ずるのであります。そうでなければいけませんので、もう少し、たとえば、建設省の各般の事業が予算の積算があつて、そして予算の配分がある。積算の基礎としては、一応何に幾らといふことが、相当こまかい費目が出ておるはずでございます。そういう場合の土地に関する補償が、それから後に評価しなければならぬといふふうにお考えになつておるとすれば、こ

れは逆になるのではないか。依然としてこれは未解決の問題として、従来と同じように、やや速度は早まるかも知れませんが、従来と同じことを繰り返すのではないかと、これを私は案ずるのであります。と申しますのは、この取用法のみならず、以前にできました公共用地の取得に関する特別措置法との関連を考へてみましても、その他いろいろな諸問題を考へてみましても、ぶつかつていくところは土地取得の問題ではないかと、最近だんだんと私も考え方が固まつてきたのであります。ただし、しかし私においても、ずばりと解決する案はほんとうはないのであります。それだけ一つ悩みを持っております。その重大な問題に対処していくのであります。その中で、お互いに成、それから代償補償等の内容、その形成の方法、順序、そういうものは事前に相当明確に基準ができておらぬといふまいじやないかと思ひます。もともと、私もいわけの補償基準といふものを一応読んでみました。文書はできておりますのですけれども、これは幾ら読んでみましても、そんなに処方せんのようになつておりません。処方せんなら薬局に持つていつて適当に薬を盛れば、それでいきますけれども、なつておらない。これはやはりこれを一つの基準としまして、一つのある抽象的なものさしです。だから、具体的に当てはめて検討していかなければならぬといふことにすぎません。数字は全然出てきません。だから、この作文をもつていたしましても、基準がはつきりしてまいりませんので、そこではほんとうの一番重要な

土地の取得、その補償、その基準、何が適正な基準であるか、何が一体妥当性を判定する基準になるのだから、そういう基準設定についての要素は一体何であらうかといふことは、この際立法の作業の過程におきましては、相当明確になつておらねばなるまいと思ふ。でなければ、元来やはり公共用地を取得せんとする起業者と、私有権を主張する所有者もしくはその他の権利者と、この間の調整といふものは、双方の対立のまま進んでいくことになりはしないだらうか、憲法が二本立てになつておられますから、二本立ての調整をせんとするものが、やはり立法の底を流れておる一つの法律意識だらう、こう考へております。そういうふうな考えますと、やはりこの点はできるだけ精密なもしくは正確な、地価妥当性の基準といふものが相当具体性を持つてここにあらわされてきまないと、立法作業といひましたけれども、これは非常に不備になるのではないか、こう思ひます。

○町田政府委員 もちろん基準を実施いたしますためのこまかい数字もある程度、閣議決定になりました。要綱には、各起業者がつくつておるわけでありまして、たとえば、土地の価格について申しますと、奥行通減法などといふものがございます。角地からだんだん奥に入っていくほどに通減をしていく、そういう率も数表がつけてあつたりしまして、各起業者がつくつておる細目には、かなり具体的な数表があつておるわけでございます。それにしても、個々具体的場合に、それがびたり当てはまるかどうかといふような

問題もございませう。これは今後そういった職業的な専門家による鑑定評価の実例というものをだんだんだんだん積み上げていって、適切な事例実績をつくっていく、こういったこと以外に方法はないんじゃないかというふうに考えております。鑑定評価基準をつくりましたのも、いままで精通者価格というよりなことで呼ばれて、ある専門家が一声十万円と名のれば、そのままそれがまかり通るというふうな、きわめて合理性がないような地価の形成が行なわれていた。これを、できるだけ合理的な適正な基準を付与して、こういふ趣旨で鑑定評価基準はできたわけでございまして、これからひとつこの基準に従って適切な事例をどんどん積み上げていきたい、こう考えておるわけでございませう。

○吉田(賢)委員 それならば、また別な角度から同じ点を突っ込んでみたいのですが、一体地価というたらどうして形成されるのですか。

○町田政府委員 なかなかむずかしい問題でございまして、私的的確にお答えができませんが、私どもは、やはりその土地の生産性、それから、普通の商品と違います。代替性もございませうし、移動性もありません。普通の商品とは違いますけれども、やはり需給の原則というものが働くものでございまして、主として、そういった土地から得られる収益に見合う、つまりもう少し申し上げますと、その土地から上る収益を資本還元した価格、そういったものが一応の目安になって、それを中心にして需給関係で変動する、こういったのが、きわめて常識的でございませうけれども、地価形成の

要因ではなからうかというふうに、私自身は考えておるわけでございませう。

○吉田(賢)委員 かりに足立区に畑があつて、そこに麦をつくつておる。そこが今度公共用地に収用の対象になつたというふうなときに、それは資本還元というたら何を意味するのであろうか。従来の農業用地としての収益の關係が一つの大きな要素をなすのかどうか、そういうことは、全然だれも考えないことではあります。机上の議論にすぎません。また需給関係と申しましては、日本では、戦後、財産税創設のころは、そうでなかったが、最近土地を売るといふことは、特別な小農以外はないと思ひます。特別な小農が手もなし、現金収入もない、やむを得ず売つて都会地へ行きたいといふことでもなければ、ない。山もそうであり、耕地もそうであります。市街地はなおさらであります。都市に入りましては、絶対に売り手はない。こういう状態でありまして、したがって、そんなものを需給関係から価格を評定するのは、そういう経済の原則は、私は当てはまらぬ議論でないだらうか、こういうふうにも考えるのであります。

〔廣瀬委員長代理退席、委員長着席〕
そうなりますと、資本還元とか収益だとかおっしゃつても、あるいは需給関係とかおっしゃつても、そういう一般の生産経済の価格形成の原則は、この場合当てはまらぬのじゃないか、そういうふうには私には疑ひであります。そうなりますと、一体地価というのは、どこを押してどうしてきめるのが正しいのであろうか、こういうふうにも

またくるくるとへ戻つてくることになるのであります。まことに考え方もくるくる回りしておるのが実情です。しかしお説のそれでは、やはり依然として、問題を御提供になつた以外、その御意見で地価は出てこないように思ひます。

○町田政府委員 これは専門的な問題でございまして、私どもも地価形成のメカニズムというものがどういふものかといふことは、ひとつ専門家に依頼をして研究してもらつて、いふこと、今年度準備しておるわけでございませうが、まあ常識的に、先ほど申し上げたように、確かに資本還元いたします場合に、その収益、それは、いま農業として利用してゐるようなところからあがる収益というものはたいしたものではないので、それを資本還元した価格もたいしたものではない、それが地価を反映するはずはないという御意見もございませうが、しかしその土地の利用形態と申しますのが、その土地にふさわしいような形で利用した場合の収益、たとえば非常に市街化した地域の周辺で依然として農耕を続けている、というふうな場合の利用方法に基づく収益というものを考えますと、とてつもない低いものになるかもしれませうが、周辺が市街化してまゐつた場合に、はたしてその土地の利用形態として妥当と思はれる利用方法をとつた場合に得られるであろう収益というふうなものを考えますと、まああまの辺の一般地価というものにはかなり近いものが出てくるのではなからうか、というふうにも考えるわけでありませう。

○吉田(賢)委員 やはり議論はくるく

る回りしてございまして、その辺の地価へまた戻つてくる。その辺の地価というものは一体何からきたかといふことになりまして、いやこれはこの土地がほしい、ここへ小さい店をこしらへたいのでかえ地がほしい、あれやこれや一万円だったのが、いまは五万円する。五万円したと思つたら七万円になった。あるいは、付近に団地形成の報が伝わつた。にわかには売り手がなくなつた。あるいは倍になつた。あるいは、公団住宅ができた。たいへん便利だ、その付近もにわかには住宅地として値が上がつてくる、こういうことになりませうから、私はやはり土地といふものは、普通の経済価格を形成する原則から全く離れたものであらうと考えるのであります。でありますので、土地の価格をきめるといふことは、そういう意味におきまして、やはりとんぶくで腹痛をなすといふような回答は出ないのではないだらうか、こう思ひます。

そこで、そういう場合にございませうと、そこでは、あるいはまた何が妥当かといふことがはつきりしないために、その紛糾が重なつてまいりまして、いふたしますと、ずいぶん利益を得る人もありませうし、あわてて損をする人もありませうし、めんどうくさい、一刀両断で、大臣の専断にしてしまふという思想も生じてまいりませう。そうなつてまいりませう、凡百の民主的な手続は無用といふことになつてまいりませう。そういうことになつてまいりませう、それ号令一下軍隊が収用したやうな、そういう政治の流儀のほうがよっぽど手つと早い、というふうな思想が生じて

くる危険もありはしないかとさう、想像をたくましくするのであります。でありますから、そこはめんどろであつても、やはり憲法もあるし、またかくして戦後、いろいろ問題が解決難であるけれども、歩んできた現状であるから、できるだけ条件も尽くし、そしてまた公平適切に、また公益の事業も適当に早く推進されるやうな、あらゆる面からこれは十分な検討をして対策を立てていかなければいけません。と思ひますが、やはりふつかなる一番大きな問題は地価ではないか。

この点は、私も当委員会の勢頭に、この問題について、住宅問題で大臣にも質問したのでありますけれども、私自身も十分自信がない。いろいろな文獻もあさつてみたりのすけれども、どうも回答が出てきません。出てこないで、この間、清水さんですか、千葉大の先生の御意見を伺つてみましたし、いろいろとあの人の書いておいてなるものも読ませてもらひましたが、どうもなかなかいい案が出ない。結局、地価といふものをほんとうに何がどうして形成するのかといふことをもつと突っ込んで十分に検討して、そしてこれはどの基準が妥当であるか、妥当でない場合にはどうするかといふこと、また妥当でない値段を吹つかけて、それが事業の進捗に差しかゝること、相当強い決意をもつて臨む以外に手がなないのじゃないか、こういうことになつてまいりませう。ですから、その点は突っ込んで、やはり地価をどういうふうに進めたいか、地価問題はいかに追ひ詰めていつたらいいのかといふことに帰するほど、地価問題はやはり大きくこの法案の上にもあ

らわれてきておるものと思ふのであります。

そこで、いまの鑑定士によつて鑑定するとか、あるいはその他基準があるのか、その基準をできるだけ数値化していくことに努力なさるということまでおつしやうとおるのだが、そういうこと以外にはいまのところ手がなないのですか。それをもちまして、若千前進するかはわからぬけれども、やはり依然として問題は残つておるのではないだろうか。そうすると第二次、第三次の収用法の改正で、漸次法律を簡素化すること、一本に進むのではないかと、さっきの私の議論に入つていくと思ふのですが、この点どういふものなんでしょうか。

○町田政府委員 地価がどういふふうにして形成されるかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、今年度御審議をいただきました予算で、研究補助金をいただきましたので、これで専門家に検討していただきます。こういうことで準備を進めております。公共用地の取得にあたりまして、起業者である国なり公団あたりは、大抵専門的な不動産銀行なりあるいは信託会社なり、そういう専門家の評価を一応聞いて値段をつけておる、こういうのが実情であります。

ところが売るほうの方になかなかそういう専門的な知識があまりにならないう。どうしても、あそこは十五万円であつたのだから、おれのところは二十万円だといふような、しろうとの勘で値踏みをしてなかなか歩も引かれないといふようなことで、交渉が難航するといふふうなことがよくあつてあるわけでございますが、これがいま

申し上げたような鑑定士が中に立つて相互に鑑定するといふふうなことになるますと、専門家同士の鑑定でございますから、多少の値開きがございまいきも、そろそろとうとがやるような値開きは出てこないだろう、したがって歩み寄りも比較的にしやすいだろう、したがって売るほうも買ひほうも、せつかく鑑定士という制度が新しく誕生するんだから、土地の売買については、この鑑定士の鑑定評価を経るという慣行をひとつつくつていってほしい。

い、こういうふうな今後鑑定評価制度の運用を指導してまいりたい、こう考へておるわけでございます。それについて、先ほどから申し上げましたような鑑定評価基準といふふうなものもすでに答申をいただいておりますので、これが周知徹底をはかつて、これによつて適切な実例を積み上げていく、その間におのずから適正な地価といふものが一般にしみ渡る、浸透するといふことを期待しておる、こういうふうな実情でございます。

○吉田(實)委員 将来長い五年、十年の後のことならいざ知らず、もうすでに直面いたしております諸般の公共事業の実施について不便であるし、また困難な問題があるので、法改正をしようという趣旨でありますから、だからあまゝ将来を期待して、公平とか適切な事態の出現することを望むといふようなことは、私はこれは意味のないことであらう、こう思ふのです。そこで、たとえば問題を一概にいたしまして、具体的に、時価を追うていくといふような考え方もなお残つておるのではありませんから、それならば、例をあげれば、最近全国にはらんしします

宅地造成業者であります、宅地造成業者で売買するといふことは法で禁止するところではございません。したがって、その宅地造成をする、山であつた、あるいは東海道を列車に乗つてまいりました、神奈川、静岡、山を売りますとかいう宅地屋がずいぶんございまして、こういつたのが新しく宅地を造成いたしまして、それを売る。そのつがそれによつて数倍の利益をあげる、あるいは膨大な利益をあげるというふうなことになる。

しかしそれとやはり取引の一例でありますから、実例でありますから、あつた、あれだけの価格で取引された、あれが一つの時価になつたといふことになりまして、その付近に公共用地を求めるといふようなときには、やはりその大きな影響を受ける、こういうことと、そこへ何か打つ手はないのであろうか、それが一つの適正な鑑定価格を生み出す付近の材料を整備するゆゑにではないであらうか、こういうふうにも考えるのであります。だから、そういう面についても相当手を打つべきではないであらうか。打つておけば、全体のいゝゆる時価、全体の取引価格といふものが静かに、多少動くにいたしまして、静かな動き方になつてまいりますから、非常に無理のない条件が整備されるんじゃないであらうか、こう思ふのです。

いまのような新たな宅地造成等につきまして打つ手はないものか、打つておくべきではないであらうか。そして山を買つた、山を坪五百円から五百円で買った、宅地にしてそれを一万円で売る、二十倍に売れる、宅地造成の経費は二千円しかかかつていない、けれども、やはり宅地を求めるときには何か利用価値があるといふようなときには、これは一万円で飛んでいくといふこともよくあるわけなんです。そういふような方面について、相当利潤を押さえていくとか、差益を押さえていくとか、吸い上げていくとかいふようなことも反面考へていかなければ、鑑定士にまかしておくと、いふようなことは、まことに前途遠くではないであらうか、解決はなかなか至難ではないであらうか、こういうふうな考へますが、どうでしょう。

○町田政府委員 直接に、宅地造成業者が造成いたしました宅地の分譲価格を規制するといふ、直接的にその規制をするといふとなかなか問題が多かろうと思ふますが、実は宅地制度審議会が不動産価格評価制度が答申をされた際に、将来は、ある一定規模以上の宅地を造成して分譲をするといふふうな場合には、その分譲価格について鑑定士の鑑定評価を経た値段を表示しなければいけぬといふふうな制度を検討するうちに、いふふうな答申をいただいております。したがって、私も、私もいいたしましては、将来の問題として、そういう宅地造成業者の分譲価格といふものについても、間接的に、鑑定評価の拡充によつて対処していくことがどうであらうかといふことは十分に考へておるわけでございますが、公団なりあるいは地方公共団体が造成をして分譲いたしますものにつきましては別でございますけれども、一般民間の宅地造成業者が売り出すもの

のについて、直接的にこれに制限を加へ、チェックをするといふことには、いろいろ問題が多かろうと思ふので、まあさしあたりはそういう間接的な方法で、適正な評価といふものによつて売買されるといふふうな方向に持つてまいりたい、こう考へております。

○吉田(實)委員 つまりそれはたとへば鑑定士に鑑定をさせて、その鑑定価格以上には売ることとを差し控えるように勧告でもするといふのか、あるいはまたその場合に、なにかほかの方法でその利益を抑えるといふのか、それはどうなんでしょう。

○町田政府委員 鑑定士の鑑定評価、これがたまたまの法制度では、やっぱり一つのその鑑定士だれその評価、個人の意見、こういうことになつておりますので、これを直接的に、それ以上で売買しなさいかぬといふふうなきめつけることには問題があるかと思ひます。国の場合あるいは地方公共団体の場合でも、売買いたします場合に、そういう鑑定士ではございませんけれども、いま現に不動産銀行なりあるいは信託銀行なり、そういうところで鑑定評価を経てやつておるわけでございますが、必ずしもそれに拘束されて、それをきつとそれとやりやうといふこととはございせん、やはりその線を基準にして、その上下で、かなり相対的に、鑑定評価をきめておる、こういう実情でございます。いきなり鑑定士の鑑定評価価格によるのだ、あるいはそれ以上に売つていけぬのだといふことにきめつけることには、いろいろな抵抗があり、問題があるの

じゃないだろうかというふうに考えます。

○吉田(賢)委員 私には時価によらないで地価補償の妥当性をきめるという方法をとるならば、このことはもう申さないのです。しかし鑑定士が時価を算する場合においても、時価を相当重視するということも基準になる。また補償の基準にも、やはり付近の売買とか時価というものは相当重要な要素をなしている、数字作成の大きな要素をなしている、そういうことではないか、一般的地価というものが、土地の時価というものが、そうでない場合に形成されていくという事情のほうがむしろ割合は大きいものと見ますので、たとえば都市の時価がかりに六倍になっているといいたしましても、六倍に引き上げたということは、これはもう普通の個々の民間取引がそこに形成してあるのじゃないか、こう思うのであります。でありますから、やはりこの一般にいわゆる時価をつくりつつあるという場合に、相当不当など見るべき差益が積み重ねられていく、そこに手をつけていかなければ、適正な時価に押えることはできないのじゃないだろうか。鑑定士が幾ら評価いたしましても、土地に關しましては、物の生産性があるまいし、土地に關しては、幾らという、それはもうおいてください、私は、私はここで新しくかくかくの企業を営むのですから、自動車販売の店舗をつくるのですから、坪五十万円でもよろしいのです、けつこうこれで引き合います、と言ってしまうおしきいなん

です。でありますから、そこに土地を持っておるがゆえに、どう考えても相当でないと思われるような収益をするという面に何か手をつけないといかぬのじゃないか、こういうふうに思うのであります。そこで移動する場合における利益を吸い上げるという手もあろうかと思ひます。またじつとしておる土地につきまして、問題になっております空閑地税とかいうものもあろうかと思ひますが、そういう面につきまして、相当突っ込んだ考え方をこの際、はっきりしておかなければ、これはたまたま問題になっていくと思ひます。これは、憲法を振りかざして、最高裁判所まで争っていくという例がこれから起こってくるだろう、強権発動的な態度に出るならば、なおさらそういう方面における抵抗が起こってくると思ひます。それならば私権と公共性との両方を期する、調整をするという趣旨におきまして、やはり相当社会的に不当な利益は国に吸い上げるといふ面も考慮しなければならぬのじゃないか、この考慮の用意なくして、法案のいまの改正だけでは、問題の根本的な解決にならぬと思うのですが、それに対する用意でもありません。

○町田政府委員 先ほどから申し上げておりますように、いま相對の売買というたてまえで、いろいろな法律制度が組み立てられておりますときに、直接その売買の価格を押える、何らかの方法で統制をするということは、現行制度全般との調整の關係もございまして、なかなかむずかしい問題かと存じます。

しかし、不当にもうけておるといふものに對する何らかの措置を考へる必要があるのじゃないかという御意見でございますが、そういうことも考慮いたしまして、たとえば土地増加税というような構想がいろいろ議論されたわけでございますが、たとえば今年度の所得税法の改正で、資産の譲渡による所得、これにつきましては、いま半額課税という税法上の恩典があるわけでございしますが、その恩典を、きわめて短期間内に売却したことによる資産の譲渡所得に對しては適用しない、きわめて短い期間と申しますのは、三カ月程度を考へておるようでございますが、三カ月内に土地を賣つて、転売をして、差益増があつたというふうな資産の譲渡所得に對しては、半額課税の恩典を適用しない、つまりまるまる税金を取るといふふうな所得税法の改正も行なわれたわけでございします。これも考へ方によれば、一種の土地増価税的な性格を持ち、そして土地ブローカーの暗躍と申しますか、そういうものを抑えよう、こういう意図でそういう改正がなされたわけでございしますが、そういう間接的な税制というふうなもの、今後の問題として十分検討しなければならぬ問題だと思ひます。ただ、直接的に売買価格そのものに對してどうこうするということについては、現行制度全般の問題とも非常に関連いたしますので、いろいろ問題が多からうかと思ひます。

○吉田(賢)委員 いまの問題は譲渡税の改正の問題でありますが、こういうことはいまの問題の解決にはなりません。私の申し上げておりますのは、そうでなくして、もっと、つまり譲渡したものの買いかえをしたようなときの利益、それに課税しないとかいふ、そういう狭い範囲ではなくして、もっと広い範囲におきまして過大な利益を得るということがありますので、そういうものを追及していくという手、ほかの法律の制度もありますけれども、それも考へて、地価安定のために、手を打つことが必要でないか、こういうふうにお思ひであります。これはいまの所得税法の改正だけでは解決しないことはもちろんであります。そういう地価を形成させるという手は、いまのところないということになりましようか。これはいろいろな方法がこの際考へられますが、まず第一にあげてみたいことは、税制の面から受当な地価を形成させる、こういうことはできないものかどうか、この点は非常に至難であるのかどうか、これはいまだあまりきめ手がないようでありますので、ごく簡単によろしくございしますから、述べておいていただきたい。

○町田政府委員 地価抑制のための税制、こういうことになりまして、まず議論いたしましたことは、土地増価税でございますが、これはいまの売買実情から申しますと、増価税分だけは買主主に転嫁させるといふことで、逆にいまより価格が上がるのではないかと、こういう議論のほうが大勢を占めまして、どうも宅地制度審議会では消極的な御意見が多かつたわけでございします。

空閑地税、これは空閑地を締め出すことによって供給増加の一助になる、そうすれば地価がそれだけ安くなるであらう、だから供給の促進策、こういう意味では検討に値する、ただしその前提として、土地の利用計画というふうなものが確立していなければ、なかなかむずかしい、だからまずそういう方面を検討しろ、こういうことで中間結論をいただいているわけでございしますが、さしたあたり税制ということになれば、そういう問題が今後の検討課題にならうかと思ひます。

○吉田(賢)委員 これは大臣に聞くのが至当ですが、あなたは省内で企画の責任を持つておられるので、できるだけ省内の意見を調整してもらいたいのですが、要するに税制に限りませんから、地価問題に對する何らかの新しい抑制の手を積極的につくつていくことは絶対に必要でございまして、そのことな法律手段をお選びになられても、ずばり地価問題にぶち当たっていくことなしに、公共のいろいろの事業の進展は依然として困難であるという考へ方が私はだんだん固まつてまいりました。でありますので、省内におきましても、地価問題につきましては、今後そういう審議会等におきまして、地価問題にぶつかつていくという積極的な体制を整えていくということが絶対に必要だと思ひますので、その点、あなたは、事務当局として、省内の意見を一つ取り上げるように、強くお願い申し上げます。

それで、政令委任の事業でありますから、これは大体予定に上つていのかどうか、この点も非常に大事なことであります。これはやはり前々議論しておりますように、憲法上の問題にもなり、内閣法の問題にもつながつてまいりますから、あらかじめ予定せられてい

る事業があらうかと思ひますので、ひとつその御用意のほどをこの機会に示しておいてもらいたい。どういふものを新たにこの種公共事業として指定しようとするのか、その辺をひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○町田政府委員 まだ最終的に私どものほうで意見を取りまとめたわけではございませんが、現在各省から要望がございすのは、第一種空港が出ておつて重要港湾が出てない、したがつて重要港湾をこの際加えてもらいたい、それから、昨年御審議を願ひました新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業あるいは市街地改造事業、こういったものが緊急を要するものが多い、あるいは特に公共性の高いものであるということで、この事業に加えてほしいという申し出がございす、十分にそういつた申し出を検討して、最終的に政令案を固めたい、こう考へております。

○吉田(寛)委員 大臣になお締めくくり等について聞きたい点があるのですけれども、できれば別の機会にさせてもらいたいと思ひます。きよりはこの程度にしておきます。

○丹羽委員長 次会は、来たる二十二日金曜日、午前九時三十分より理事会、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会